

「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」、「参議院議長」、「内閣総理大臣」、「総務大臣」、「法務大臣」、「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「国家公安委員会委員長」、「内閣府特命担当大臣（男女共同参画）」に対し、「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」を裏面のとおりに提出する。

令和5年3月24日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均  
石川紀子  
大井正  
富田まゆみ  
嶺岡慎悟  
寺田幸弘  
山本行男

安田彰  
鷺山記世  
山田浩司  
勝川志保子  
藤澤恭子  
山本裕三  
草賀章吉

橋本勝弘  
高橋篤仁  
藤原正光  
松浦昌巳  
鈴木久裕  
窪野愛子  
二村禮一

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

掛川市では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、一日でも早くこれまでの平穏な生活に戻れるよう、社会全体で支え市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に「掛川市犯罪被害者等支援条例」を令和4年4月1日に施行した。

令和4年12月、掛川市で開催された、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）の講演会を公聴し、犯罪被害者等が自ら支援制度を勝ち取ってきた取り組みや、司法、捜査及び日常生活において苦しめられ、険しい道のりを歩んできたことなど、犯罪被害者や支援制度への理解を深めるとともに、犯罪被害者等の基本的人権を確保していくためには、現状の支援制度に加え、更なる制度充実が必要であることを強く認識したところである。

誰もが犯罪被害に遭う可能性があり、被害者とそのご家族・ご遺族は、生命や家族を失うことや、心身に深い傷を負うなどの直接的な被害と共に、二次的被害として私生活の平穏の侵害、経済的な損失等によるさまざまなストレスに苦しめられ社会的孤立を余儀なくされている。

よって、国においては、犯罪被害者の権利に対応して、より犯罪被害者等の視点に立ち、実効性をもった制度を確立し、速やかに犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が回収を行う制度を創設すること。
- 2 損害賠償請求訴訟を起こせない場合にも、損害賠償請求権を国が買い取る制度を創設すること。
- 3 犯罪被害者等の病院での治療費、入通院交通費、介護費などの実費及び介護用品、義手義足、自宅改造など、国が現物給付する制度を創設すること。
- 4 犯罪被害者等に対し、被害の内容、治療情報等を入力した犯罪被害者カードを発行し、犯罪被害者等は、そのカードの提示により支援が受けられる制度を創設すること。
- 5 仮釈放された加害者に保護観察官や保護司がつくのと同じく、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織を創設すること。
- 6 犯罪被害者支援庁を設立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日

静岡県掛川市議会